

平成28年度

第5回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月22日(月)午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 第1委員会室

3. 出席委員 18人

会長 20番 三橋弘

委員 1番 大滝與鷹

2番 原木一正

3番 石橋弘嗣

4番 石井利和

5番 栗山久司

7番 梶尾彌一

8番 武藤晃

9番 富田尚武

10番 宇田川純一

11番 竹内清海

12番 矢口俊治

13番 岡本好夫

14番 加藤武央

15番 小川治夫

17番 佐藤ゆきのり

18番 那須嘉郎

19番 石井克己

4. 欠席委員 2名

6番 細川佐一

16番 三橋二三男

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成28年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第4号 市川市環境審議会委員の推薦について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について

報告第3号 地目変更登記に係る回答について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

## 6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 山崎武敏

副主幹 田中 敦

## 7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>定刻でございますので、これより平成28年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、6番、細川委員、16番、三橋二三男委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員20名中、18名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、17番の佐藤委員、18番の那須委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月9月分の調査班の指名をいたします。</p> <p>農地関係は、第2班です。</p> <p>4番、石井利和委員、5番、栗山委員、6番、細川委員です。</p> <p>調査日は、9月14日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>農政関係は、第5班です。</p> <p>13番、岡本委員、14番、加藤委員、15番、小川委員です。</p> <p>調査日は、9月13日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号まででございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転に係る許可申請がなされたものです。</p> <p>申請受付日は、平成28年8月8日でございます。</p> <p>申請地は、二俣の田で、面積は175平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、贈与により所有権を移転するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>1番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p> <p>現地調査は、平成28年8月15日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、二俣小学校の北東側、概ね500メートルに位置しており、現況は、露地畑になっておりました。</p> <p>譲受人は、主に小松菜やほうれん草等の葉物野菜やブルーベリーを栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲渡人は、高齢でもあることから、後継者である長男とともに、農業に従事している孫に所有する農地を移転したいと考えて、今回の申請に至ったものです。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作をされており、特に問題はございません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>調査班のご報告のとおり、現在経営している農地の一部を、譲受人である孫に所有権の移転をするために申請するものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても下限面積の20アールを超えており、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「平成28年度第1次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「平成28年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案の3ページ及び4ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成28年8月2日付けで、市川市長より、平成28年度第1次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条</p>

<p>議 長</p> <p>1 0 番</p>	<p>第1項、並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>議案第2号「平成28年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成28年8月16日、農政調査班第4班で調査を実施いたしました。</p> <p>1番から3番までは関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>今回の利用集積計画において、設定を受ける方は、留切関下排水機場区域内にある北国分野菜生産組合の3名で、農業従事日数は共に280日以上で、露地野菜の栽培をおこなっております。</p> <p>1番は、東菅野の農家の方が所有する堀之内の農地1筆、地目は畑、面積は765平方メートルです。</p> <p>2番は、堀之内の農家の方が所有する堀之内の農地1筆、地目は畑、面積は823平方メートルです。</p> <p>3番は、北方の農家の方が所有する堀之内の農地2筆、地目は畑、合計面積は736平方メートルです。</p> <p>今回、平成28年8月31日で設定期間が終了することから、貸し手及び借り手の同意を得て、使用貸借権の再設定を行い、引き続き対象となった農地を利用するものでございます。</p> <p>利用権設定の期間は、3年となっております。</p> <p>いずれの農地においても、露地栽培として、今後も良好に肥培管理されることが見込まれるものでございます。</p> <p>このことから、平成28年度1次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思われまます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
事 務 局	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「平成28年度第1次農用地利用集積計画の決定」1番について、 原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案の5ページ、並びにお配りの資料5-1をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>1 0 番</p>	<p>平成28年8月10日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成28年8月16日に農政調査班第4班で行いました。</p> <p>対象となった農地は、被相続人の方が農業に従事しておりましたが、後継者がいないため農地として利用されていませんでした。</p> <p>また、今後も農地として利用する見込みがなく、維持管理していくことが困難となったことから、今回の申出に至ったものでございます。</p> <p>なお、現地において、申出人からの聞き取りの結果、被相続人は農業に従事していたことを確認いたしました。</p> <p>以上のことから、被相続人を、農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出人</p>

各 委 員	を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし
事 務 局	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。続きまして、議案第4号「市川市環境審議会委員の推薦について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「市川市環境審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>本年、8月8日付けで、市川市長から市川市環境審議会委員の任期満了に伴い、農業委員会委員1名の推薦について依頼がなされたものでございます。</p> <p>委員の任期は、平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間となります。</p> <p>過去の推薦方法につきましては、指名推薦としており、推薦者といたしましては、会長職務代理者が指名されております。</p> <p>なお、平成26年8月1日から石井克己会長職務代理者が務められております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事務局の説明では、過去、会長職務代理者を推薦しているとのことでございます。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
1 3 番	会長職務代理者を推薦することで、よろしいのではないかと思います。
議 長	会長職務代理者でよろしいのではないかとのご意見がございましたが、引き続き、石井克己会長職務代理者を「市川市環境審議会委員」に推薦することに、ご

	<p>異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、引き続き、石井克己会長職務代理者を「市川市環境審議会委員」に推薦することに決定いたします。</p>
1 9 番	<p>石井克己会長職務代理者、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>引き続き、「市川市環境審議会委員」を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
	<p>次に、報告案件が4件ございます。</p>
	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が26件ございます。</p>
	<p>事務局より、報告します。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p>
	<p>7ページをお願いいたします。</p>
	<p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p>
	<p>今回の報告は、平成28年7月5日から同年7月29日までに届出があったものでございます。</p>
	<p>農地法第4条の届出は17件、31筆、6,258.37平方メートルでございます。</p>
	<p>また、第5条の届出につきましては、9件、11筆、3,365平方メートルでございます。</p>
	<p>第4条と第5条を合せると、26件、42筆、転用面積は、9,623.37平方メートルとなります。</p>
	<p>内訳につきましては、8ページから13ページとなっております。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告します。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」1件、ご報告いたします。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続の発生に伴う農地の権利取得でございます。</p> <p>相続が発生した日は、平成27年2月24日で、相続人からは、平成28年8月2日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>なお、農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、5件でございます。</p> <p>事務局より、報告します。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」5件、ご報告いたします。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>初めに、1件目でございます。</p> <p>本件は、平成28年6月29日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、妙典の1筆、面積は222平方メートルで、市街化区域内に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和60年3月6日に農地法第5条に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。</p>

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年7月13日に農地調査班第6班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「住宅1棟」として回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

16ページをお願いいたします。

本件は、平成28年7月4日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、原木の7筆、合計面積は1,807平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、原木4丁目1404番2については、昭和50年1月23日に、農地法第4条に基づき「住宅」として転用許可を受けておりますが、他の6筆については、転用許可申請は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年7月13日に農地調査班第6班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、1404番2を除き違反転用、現況は「住宅敷地及び駐車場」と回答したものでございます。

次に、3件目でございます。

17ページをお願いいたします。

本件は、平成28年7月28日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、宮久保の1筆、面積は255平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

	<p>本件に係る申請状況としましては、昭和40年3月17日に農地法第4条に基づき、「貸家」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年8月5日に農地調査班第1班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「住宅1棟」及び駐車場と回答したものでございます。</p> <p>次に、4件目でございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成28年8月1日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大町の1筆、面積は168平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和40年8月17日に農地法第5条に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年8月5日に農地調査班第1班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「碎石敷地」と回答したものでございます。</p> <p>次に、5件目でございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成28年8月3日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大町の1筆、面積は2,601平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>なお、本件に係る申請状況でございますが、設置時においては転用許可を要しない施設となっております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年8月5日に農地調査班第1班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「福祉施設用地」とし、賃借人「市川市」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件でございます。</p> <p>事務局より、報告します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件、ご報告いたします。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成28年7月20日及び同年7月26日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成28年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>